

(別添1)

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

大学設置基準等の一部を改正する省令

(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十二条」を「―第四十二条の三」に改める。

第九章中第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必

要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第二条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十条」を「―第十条の二」に、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第十条の二を第十条の三とし、第二章中第十条の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第十条の二 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、

その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第十条第二項中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（短期大学設置基準の一部改正）

第四条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十五条」を「―第三十五条の三」に改める。

第九章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。